

議案第47号

備前市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

備前市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月20日

備前市長 吉 村 武 司

備前市条例第 号

備前市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

備前市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例(令和5年備前市条例第3号)の全部を改正する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行する。

- (1) 図書館、公民館その他社会教育施設の設置、管理及び廃止に関すること。
- (2) スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)
- (3) 文化に関すること(次号に掲げるものを除く。)
- (4) 文化財の保護に関すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(職務権限の特例に係る読替規定)

- 2 この条例の規定により市長が管理し、及び執行する事務に係る次に掲げる条例の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

- (1) 備前市立公民館設置条例(平成17年備前市条例第102号)

- (2) 備前市立図書館設置条例(平成17年備前市条例第104号)
- (3) 備前市吉永美術館設置条例(平成17年備前市条例第105号)
- (4) 備前市青少年育成センター設置条例(平成17年備前市条例第107号)
- (5) 備前市立視聴覚ライブラリー設置条例(平成17年備前市条例第108号)
- (6) 備前市教育集会所設置条例(平成17年備前市条例第109号)
- (7) 備前市文化財保護条例(平成17年備前市条例第115号)
- (8) 備前市歴史民俗資料館設置条例(平成17年備前市条例第116号)
- (9) 備前市加子浦歴史文化館設置条例(平成17年備前市条例第117号)
- (10) 史跡備前陶器窯跡整備委員会条例(平成21年備前市条例第25号)
- (11) 備前市埋蔵文化財管理センター設置条例(平成23年備前市条例第12号)
- (12) 備前市歴史文化基本構想策定委員会条例(平成23年備前市条例第13号)
- (13) 備前市指定無形文化財等認定候補者等推薦委員会条例(平成25年備前市条例第31号)
- (14) 史跡備前陶器窯跡保存活用計画策定委員会条例(平成31年備前市条例第10号)

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に効力を有する教育委員会が行った処分その他の行為又は現に教育委員会に対してされた申請その他の行為で、この条例の施行の日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この条例の施行の日以後においては、市長が行った処分その他の行為又は市長に対してされた申請その他の行為とみなす。

(備前市コミュニティセンター設置条例の一部改正)

- 4 備前市コミュニティセンター設置条例(平成17年備前市条例第110号)の一部を次のように改正する。

第6条中「教育委員会」を「市長」に改める。